

保育事由、保育必要量の変更手続きについて

寝屋川市 こども部保育課

保育を必要とする事由（就労・求職活動・就学など）や保育必要量（標準時間・短時間に変更が生じた場合、法令等に基づき変更手続きが必要です。認定に伴う事務処理について、法令等における保護者の皆様への教育・保育に係る給付の算定基準日が、各月初日の認定状況で決定することとされていることを踏まえ、下記のとおり運用を変更いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

1 変更内容

保育を必要とする事由（就労・求職活動・就学など）や保育必要量（標準時間・短時間）に変更があった場合、**毎月15日までに手続きされた情報を基に、当該変更が生じる日の翌月初日付け(月単位)で認定変更を行います。**

15日を過ぎて手続きされた場合で、例え当該変更が翌月初日から生じる場合であっても、翌々月の初日での認定になり、1か月間は、保育を必要とする事由も保育必要量も変更前の認定で利用をしていただくことになります。

例えば、9月15日に10月1日から就労を開始すると手続きされた場合、10月1日を開始日として就労の認定を行います。9月16日に10月1日から就労を開始すると手続きされた場合には、11月1日を開始日として就労の認定を行います。（この場合、10月の1か月間は元の認定で過ごしていただくことになります。）

《変更の一例》

手続日	変更が生じる月日	認定月日	変更内容
9月15日	10月1日	10月1日	従来どおり認定
	9月15日	10月1日	変更が生じる日の翌月1日
	10月10日	11月1日	から認定
9月16日	9月16日	11月1日	翌々月の処理として11月1
	10月1日	11月1日	日から認定

2 適用開始日

令和7年9月1日以降(令和7年10月1日認定分から)

※ 9月1日以降に提出された手続きが対象となります。

【保育要件の確認書類一覧】

保育要件の確認書類は認定している要件ごとに異なります。
詳細については、右記のQRコードから確認してください。



◆ 手続きが必要な変更

保育を必要とする事由	変更内容
就労	就労内定状態から就労を開始した
	妊娠が判明した
	育児休業を取得する
	保護者が育児休業を取得しており、その保護者が育児休業から復職する
	契約期間の更新があった
	就労先の住所や名称が変わる
	就労先が複数になる
	月の就労時間が変わる
	退職することになった
	転職した
求職活動	就労先が決まった
	求職活動をやめる
疾病	診断書の期限が切れた、更新された。
	診断内容に変更があった
就学	就学予定状態から就学を開始した、在学証明書を市に提出してから年度が変わった

以下の変更については、手続き不要です。

保育を必要とする事由	変更内容
全て	市内転居する
就労	病気や怪我などにより翌月 1 日までは仕事を休むことになった
	月 64 時間の就労は行える見込みであるが、病気や怪我などにより仕事を休むことになった

【問合せ先】

寝屋川市こども部保育課 入所担当
TEL：072-800-7087（直通）